

選定療養費改定のご案内

紹介受診重点医療機関を紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に初診・再診時の選定療養費の徴収が義務付けられています。

この度、当院が令和5年9月1日付けで紹介受診重点医療機関に指定されたことにより、選定療養費を下記のとおり令和6年3月1日から変更いたします。

区分	現行料金 令和6年2月29日まで	新料金 令和6年3月1日から
初診時 (紹介状なしの受診)	2,730 円	7,700 円
再診時 (当院から他院紹介後、 他医療機関からの紹介状 なしの当院受診等)	2,730 円	3,300 円

※ 選定療養費は、通常の医療費のほかに別途全額自費でご負担いただくものです。他の医療機関からの紹介状をお持ちにならない場合にご負担いただきます。

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。「特別の料金」の額には消費税分が含まれます。

※ 紹介受診重点医療機関の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 紹介受診重点医療機関



令和6年1月
群馬県立がんセンター 院長